



記者発表資料

「新たな広域道路交通ビジョン・計画（関東ブロック版）」に対するパブリックコメントの実施について

国土交通省では、地域の将来像等を踏まえ、広域的な道路交通の今後の方向性を定める「新広域道路交通ビジョン」を策定することとしており、さらに、このビジョンを踏まえ、概ね20～30年間の中長期的な視点で検討を進め、「新広域道路交通計画」※1を策定することとしています。

※1：広域道路ネットワーク計画、交通・防災拠点計画、ICT交通マネジメント計画から構成

つきましては、別添の「『関東ブロック※2新広域道路交通ビジョン・計画(案)』に対する意見募集要領」により、パブリックコメントを行い、広く意見を募集しますのでお知らせいたします。

※2：対象範囲は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

別添「『関東ブロック新広域道路交通ビジョン・計画(案)』に対する意見募集について」を参照

記者発表クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、神奈川建設記者会、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、千葉県政記者会、都庁記者クラブ、山梨県政記者クラブ、長野県庁会見場、長野市政記者会、長野市政記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、横浜ラジオ・テレビ記者会、川崎記者クラブ、千葉市政記者会、さいたま市政記者クラブ、相模原記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 TEL 048-601-3151(代) 048-600-1341(夜間直通)  
道路部 道路計画第一課 課長補佐 洲永 美秋 (すなが よしあき) 内線4214

## 「関東ブロック新広域道路交通ビジョン・計画(案)」 に対する意見募集について

国土交通省では、地域の将来像等を踏まえ、広域的な道路交通の今後の方向性を定める「新広域道路交通ビジョン」を策定することとしており、さらに、このビジョンを踏まえ、概ね20～30年間の中長期的な視点で検討を進め、「新広域道路交通計画」を策定することとしています。

つきましては、別添の『「関東ブロック新広域道路交通ビジョン・計画(案)」に対する意見募集要領』により、パブリックコメントを行い、広く意見を募集します。いただいたご意見については、内容を検討の上、今後の参考にさせていただきます。

### 意見募集要領

#### 1. 意見募集対象

「関東ブロック新広域道路交通ビジョン(案)」  
「関東ブロック新広域道路交通計画(案)」

#### 2. 募集期間

令和3年6月30日(水)～令和3年7月13日(火) 18:00必着

#### 3. 意見の提出方法

ご意見は、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で、下記4. 提出先までご提出ください。ご意見につきましては、別添意見提出様式を参考にいただき、下記①～⑦をご記載ください。

- ①氏名(企業・団体の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名)
- ②住所
- ③電話番号又はメールアドレス
- ④職業(企業・団体の場合は不要)
- ⑤年齢(企業・団体の場合は不要)
- ⑥性別(企業・団体の場合は不要)
- ⑦ご意見・意見該当箇所(頁、行)(対象、意見ごとに記載)

#### 4. 提出先

国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第一課  
「関東ブロック新広域道路交通ビジョン・計画(案)」に対する意見募集 事務局 宛

- ①郵送の場合:〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
- ②FAXの場合:048-600-1384
- ③電子メールの場合:ktr-shinkouikidouo@gxb.mlit.go.jp

(件名に「関東ブロック新広域道路交通ビジョン・計画(案)」に対する意見」と明記してください。)

## 5. 注意事項

- ①ご意見は別添の意見提出様式にできるだけ200文字以内で記載してください。
- ②ご意見は日本語で記載してください。
- ③なお、提出されたご意見とともに、属性(職業、年齢、性別)、住所のうち都道府県名、市区町村名を公表する場合があります。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
- ⑥期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効といたします。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容
- ⑦電子メールでの意見提出につきましては、システムの関係上、添付ファイルの受信ができません。電子メールにて、意見提出をされる方はお手数ですが、メール本文に記載いただくようお願いいたします。

## 6. 資料の入手方法

インターネットによる閲覧(資料の入手)

国土交通省関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/>

→ 道路 → 検討会・委員会 → 新たな広域道路交通ビジョン・計画の策定

→ 「関東ブロック新広域道路交通ビジョン・計画(案)」に対するパブリックコメントの実施について

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、紙資料の閲覧は行っておりません。ご了承ください。

<応募手続き等に関する問い合わせ>

国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第一課 洲永、外山

TEL:048-601-3151(代表)、内線4214, 4231

「関東ブロック新広域道路交通ビジョン・計画(案)」に対する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所		⑦ご意見			
頁	行	(できるだけ200文字以内で記載)			
関東ブロック新広域道路交通ビジョン(案)					
関東ブロック新広域道路交通計画(案)					

【記入例】「関東ブロック新広域道路交通ビジョン・計画(案)」に対する意見

①氏名(フリガナ)		関東 太郎 (カントウ タロウ)			
②住所		(都道府県名) 〇〇県	(市区町村以下) 〇〇市〇〇		
③電話番号		000(000)0000	メールアドレス	〇〇@〇〇	
④職業		会社員	⑤年齢	38	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦ご意見 (できるだけ200文字以内で記載)			
頁	行				
関東ブロック新広域道路交通ビジョン(案)					
□	□	〇〇については、..... であり、.....ではないか。			
関東ブロック新広域道路交通計画(案)					
△	△	<b>【要旨】</b> 〇〇は、.....なので、.....が望ましい。			
<b>【意見】</b> 〇〇は、.....であり、また、.....である。 さらに、.....の場合は、.....も考えられる。 上記を勘案すると、.....など、.....が望ましいと考える。					

[ 〇/〇 ]

※複数ページになる場合には、[該当ページ/全ページ数]を記入して下さい。